

建設工事等指名基準

(目的)

第1条 この基準は、湖西市が発注する工事、又は、製造及び委託（以下「工事等」という。）の指名競争入札の指名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名の方針)

第2条 指名にあたっては、一部の業者に偏重することなく、地元企業及び中小企業の保護助長に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう適格業者から公平に指名するものとする。

(指名の方法)

第3条 指名にあたっては、特別の理由がある場合を除き、建設工事入札参加者名簿に登載された者のうちから選定するものとし、次の順位により指名するものとする。

- (1) 市内業者（湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準に定める市内業者をいう。以下同じ。）
- (2) 準市内業者（湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準に定める準市内業者をいう。以下同じ。）
- (3) 市外業者（前2号以外の業者をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、土木一式工事・建築一式工事・電気工事及び管工事の業者を指名しようとするときは、別表－1に掲げる発注金額に対応する等級（以下「対応する等級」という。）を参考に、次の順位により選定するものとする。

- (1) 市内業者で対応する等級のものから選定する。
- (2) 前号で選定した数が第5条に規定する指名数に満たないときは、市内業者で上位等級のもの及び準市内業者で前号の等級に対応するものから選定する。
- (3) 前2号で選定した数が第5条に規定する指名数に満たないときは、準市内業者で上位等級のものから選定する。
- (4) 前3号で選定した数が第5条に規定する指名数に満たないときは、市外業者から選定する。

(選定の基準)

第4条 前条の規定により入札参加者を選定する場合、次の各号に掲げる事項を考慮して選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績

- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持工事の量及び進捗状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 指名時における市発注工事に係る当該年度の指名件数
(入札参加者の指名者数)

第5条 競争入札者の指名数については、次の当該各号の数以上の選定を行うものとする。

(1) 予定価格	1億円以上		12人
(2) 予定価格	5000万円以上	1億円未満	10人
(3) 予定価格	1000万円以上	5000万円未満	8人
(4) 予定価格	500万円以上	1000万円未満	7人
(5) 予定価格	500万円未満		6人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合には指名者数を減少することができる。

- (1) 特別な技術を要する工事等の場合
- (2) 工事等の種類・内容により、地域的に前項の指名者数を確保することが困難な場合
(指名の停止)

第6条 工事等の競争入札に参加することができる資格を有する者、又は役員若しくは、使用人等が官公庁又は民間の工事等に関して工事事故を起し、不良工事若しくは、不正行為を行い、又は法令に違反した場合は、別に定める基準に基づき、指名を停止するものとする。

附 則

- この基準は、昭和57年 4月16日から施行する。
- この基準は、昭和60年 7月 1日から施行する。
- この基準は、昭和61年12月 1日から施行する。
- この基準は、平成 2年10月 9日から施行する。
- この基準は、平成 6年 6月20日から施行する。
- この基準は、平成 6年 7月 4日から施行する。
- この基準は、平成 9年 7月 7日から施行する。
- この基準は、平成13年 7月 2日から施行する。
- この基準は、平成23年 4月 1日から施行する。

別表—1

工事の種類及び等級区分による発注基準額金額表

工事の種類	等級	発注工事金額
土木工事	A	1,500万円以上
	AB	1,000万円以上1,500万円未満
	B	1,000万円未満
建築工事	A	7,000万円以上
	AB	4,500万円以上7,000万円未満
	B	4,500万円未満
電気工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円未満
管工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円未満